

概要

遺族補償年金の支給に関する処分について、集計すべき労働時間が算入されていないとして、原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、平成〇年〇月〇日に〇会社に入社し、営業職に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、車を運転し業務に従事中、虚血性心不全を発症し救急搬送先の病院で死亡した。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものとして、監督署長に遺族補償給付等の請求をしたところ、監督署長は業務に起因することの明らかな疾病と認め、給付基礎日額を〇円とし、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し遺族補償給付等を支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人及び代理人は、審査請求の理由について、要旨、次のとおり述べている。

本件支給決定の給付基礎日額は、時間外・休日労働についての割増賃金を無視したものであり、適正な給付基礎日額と認められない。

よって、監督署長の支給決定は取り消されるべきである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求時、〇会社はすでに倒産しており破産管財人による破産手続きが平成〇年〇月〇日に開始されていた。被災者の労働実態を調査するため、破産管財人に関係資料の提出を求めたが資料は存在していなかった。

そのため、被災者が使用していた携帯電話の通話記録、会社関係者からの聴取及び有料駐車場の入庫記録等から労働時間を推認し、業務の過重性を判断した。

請求人は、時間外・休日労働時間にかかる割増賃金について給付基礎日額に含めるべきと主張しているが、本件の労働時間については、認定基準に基づき、被災者にかかる業務の過重性を評価するために労働時間を推認したものであり、確定した賃金債権ではないため給付基礎日額に算定すべきものとは認められないと判断した。

4 審査官の判断

- (1) 給付基礎日額の算定の基礎となる「支払われた賃金」には、「実際に支払われた賃金だけでなく、実際に支払われていないものであっても、事由発生日において、既に債権として確定していた賃金をも含むと解すべきである。」とされている。

本件被災者の労働時間の算出については、被災者は出勤簿、タイムカードによる管理はされておらず、また、〇会社はすでに倒産しており、作業日報等の労働時間を特定する客観的な資料は存在していないが、監督署長は請求人の主張を基に事業場関係者及び周辺資料より被災者の通話明細等を証拠として採用し、実労働時間を算出して認定している。

したがって、業務の過重性の評価を行うために算出した労働時間に含まれる時間外労働時間及び休日労働時間に対しても、当然に割増賃金を支払わなければならない賃金債権であると認められる。

以上のことから、監督署長が業務の過重性の評価を行うために算定した労働時間に含まれる時間外労働時間及び休日労働時間に対して支払われるべきであった割増賃金についても給付基礎日額の算定にあたっては算入すべきであると判断する。

- (2) したがって、監督署長が請求人に対してなした遺族補償給付等の支給に関する処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。